

退教互人材バンク「三重の人蔵」運営要綱

(一財) 三重県退職教職員互助会

1 名称

退教互人材バンク「三重の人蔵」(以下、「三重の人蔵」という。)推進事業といたします。

2 目的

在職中の学校教育等の実践経験や英知を生かし、新しい時代を支える子ども達の育成や地域の教育力の向上に役立て、新しい時代の構築に力を発揮します。

3 経緯

- (1) 本事業は、退教互設立30周年記念事業として平成10年度に設立されました。
- (2) 平成16年度にファイルの改定を企図した再登録の取り組みを行いました。
- (3) 平成18年度に改訂版ファイルの発刊に際し、本事業のより活性化を図るため、「三重の人蔵」運営委員会が設置されました。

4 登録

- (1) 毎年度末、その年度末退職者を重点にして、「三重の人蔵」への会員登録の取り組みを行います。
- (2) 登録内容の修正、削除については、必要に応じて行うこととします。
- (3) 登録は、「三重の人蔵」登録票により行うこととし、自署により本人の登録意思の確認を行います。
- (4) 複数の分野で登録する場合でも1枚の登録票で行うこととします。
- (5) 特定の政治活動や宗教活動、営利を目的での登録はできません。
- (6) 登録票への記入内容は、「会員名等の基本内容」「希望する活動領域や対象」「これまでの活動経験」とします。
- (7) 「会員名等の基本内容」は、会員名、会員番号、最終所属所名、連絡先、電話番号とします。
- (8) 毎年度追加登録をすることとし、3年を目途にして再登録の取り組みによりファイルの更新を図ります。

5 管理

- (1) 提出された登録票に基づき電算処理し、データ化します。
- (2) 引き続きファイルとして再刊し、県内の幼稚園、小中高、特別支援学校、県市町教育委員会事務局、公立社会教育施設に配布します。
- (3) ファイルへの記載内容については、原則として、「会員名等の基本内容」の内、会員名、連絡先、及び電話番号、「希望する活動領域や対象」「これまでの活動経験」の要約内容とし、要約は事務局で行います。
- (4) インターネット化については、その必要性、記載内容について引き続き検討するこ

とします。

- (5) ファイルの取り扱いについては、「個人情報保護に関する法律」に基づく本会の個人情報保護方針に拠ることとします。
- (6) 登録票への記入内容で公開する範囲については、以下の3区分についてあらかじめ会員が指定するものとします。特に指定がない場合は①での登録とします。
 - ① 「会員名等の基本内容」の内、会員番号、最終所属所名を除いて、記入内容のすべてを公開する。
 - ② 会員名と「希望する活動領域や対象」「これまでの活動経験」のみ公開する。
 - ③ 会員名と「希望する活動領域や対象」のみ公開する。
- (7) 事務局は退教互事務局内に設置します。

一般財団法人 三重県退職教職員互助会 人材バンク三重の人蔵推進事業部
個別郵便番号 514-8577 津市桜橋2-142 三重県教育文化会館
電話番号 059-226-5235

6 検討

- (1) 必要性や情勢の変化に応じ、本事業のより活性化を図るために運営委員会を設置します。
- (2) 登録会員の居住地区、指導分野等を考慮し、教育現場に携わる者も含めた、多様なメンバーで構成します。
- (3) 小中学校校長、県立学校長、小中学校教頭、小中学校教員、退職会員の代表で構成するとともに、市町教育長、生涯学習担当、実践主宰者よりの参加も求めます。
- (4) 具体的な討議内容は概ね以下のとおりとします。
 - ① 設立の目的、経過、現状、課題について確認する。
 - ② 学校や地域のニーズについて具体的に把握する。
 - ③ 会員の本事業に対する意見集約を図る。
 - ④ 経験交流やノウハウの蓄積を図る。
 - ⑤ 研修セミナーやワークショップの開催を検討する。
 - ⑥ 活動体制のあり方や方向性を明らかにする。
 - ⑦ 市町等の人材バンクとの相互交流を図る。
- (5) 年間2回程度開催します。

7 取り扱い

- (1) 登録会員に活動を要請する場合は、登録ファイルの連絡先へ直接連絡することとし、その際、退教互人材バンク「三重の人蔵」に拠っていることを告知することを原則とします。
- (2) 登録会員への報酬等の経費支弁については、教材作成費や材料費、交通費を除いては原則無報酬とします。
- (3) 本事業に関する問い合わせについては、担当を設置し、そのコーディネートに努め

るものと、当面、常務理事がその任に当たることとします。

- (4) 他の人材バンクとの提携、交流についても前項の担当がそれに当たります。
- (5) 参加要請する催事内容、目的、役割、開催日時、会場や場所、対象種別と人数、交通手段、その他要請事項等については、事前に要請側と登録会員の間で十分な打ち合わせをすることとします。

8 広報

- (1) 本事業に係る情報や意見の交流、事業内容の周知を図るために、交流誌「三重の人蔵（A4版、8ページ建て、パートカラー）」を刊行します。
- (2) 配布先は、ファイルの配布先に準拠することとします。
- (3) 本誌の他、「退教互だより」や「退教互ガイドブック」などへも必要に応じて掲載することとし、本会の構成団体の機関紙等にも随時掲載を要請します。